

クマ類の保護及び管理に
関するレポート
(平成 26 年度版)

2015 年 3 月

環 境 省

はじめに

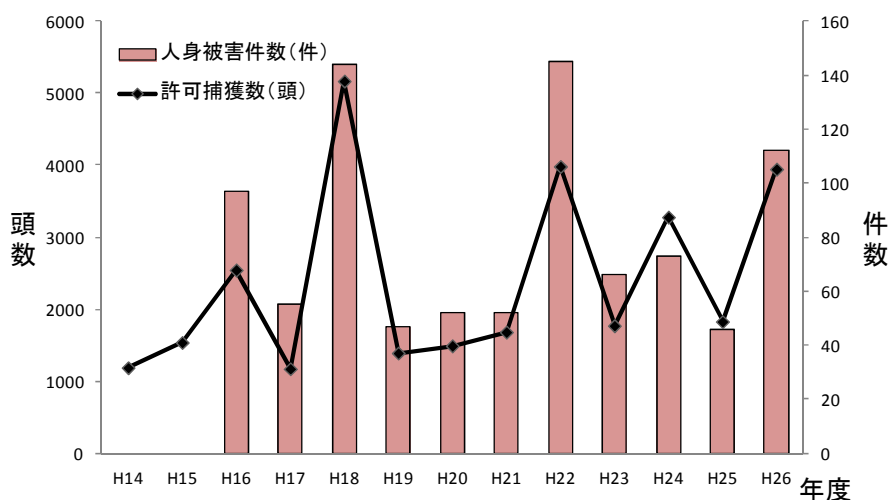
環境省では、2012（平成 24）年度よりクマ類の生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的として「クマ類保護及び管理に関する検討会」を設置しました。今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「クマ類の保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類）」について随時補足を行っていく予定です。ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

● 2014（平成 26）年度のクマ類の保護・管理をめぐる動き	1 p
● 今年度のレポートのテーマ	2 p
● 錯誤捕獲とは何か、錯誤捕獲の何が問題か	3 p
● クマ類とニホンジカまたはイノシシとの分布の重複状況	4 p
● 錯誤捕獲にどう対処すべきか	7 p
● 各地の事例紹介	11 p

2014（平成 26）年度のクマ類の保護・管理をめぐる動き

- 北海道が2014（平成 26）年 3 月に、任意計画である『北海道ヒグマ保護管理計画』を策定しました。
- 鳥獣保護法の改正に伴い、特定鳥獣保護管理計画が第 1 種特定鳥獣保護計画と第 2 種特定鳥獣管理計画に分かれます（改正鳥獣保護法は 2015（平成 27）年 5 月 29 日から施行）。
- 許可捕獲数、人身被害件数ともに例年よりも多く、2004（平成 16）年度以降では 3 番目に高い値でした。



クマ類の許可捕獲数と人身被害件数の年次推移

※2014（平成 26）年度については 12 月までの速報値を集計

クマ類の錯誤捕獲への対応

近年、ニホンジカやイノシシによる被害が社会的な問題となっています。特に、ニホンジカの食害によって森林の更新が阻害される問題が全国的に発生しており、クマ類の生息環境の保全の観点からも深刻な問題です。このため、ニホンジカやイノシシの捕獲をさらに強力に進める必要があります。

ニホンジカやイノシシを捕獲する上では、銃器だけでなく箱わなやくくりわなの使用も欠かせないものとなっています。しかし、ニホンジカやイノシシを捕獲するために設置した箱わなやくくりわなにクマ類が誤ってかかってしまう、錯誤捕獲が発生しています。

2014（平成 26）年度に鳥獣保護法が改正され（改正後の法律名：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）、今後ニホンジカやイノシシの捕獲がさらに強化されますが、これに伴いクマ類の錯誤捕獲の増加が懸念されます。また、ニホンジカやイノシシがこれまで分布していなかった地域に急速に分布拡大していますが、そのような地域にクマ類が分布している場合、クマ類の錯誤捕獲が発生するおそれがあります。

そこで、クマ類の錯誤捕獲について適切な対応が図られるよう、今年度のレポートでは『クマ類の錯誤捕獲への対応』をテーマとしました。クマ類の保護及び管理に関わる行政担当者に、クマ類の錯誤捕獲について理解を深めてもらうため、錯誤捕獲の問題点を整理した上で、行政として錯誤捕獲に対しどのように対応すべきか、事例を交えて紹介します。

錯誤捕獲とは何か、錯誤捕獲の何が問題か

錯誤捕獲とは

- 捕獲対象以外の鳥獣が誤って捕獲されることを錯誤捕獲と言います。
- 狩猟において、わなを使用する方法でクマ類の捕獲を行うことは、大量捕獲等を招くおそれがあることから禁止されています。
- 許可捕獲においても、許可対象以外の鳥獣が捕獲された場合は錯誤捕獲となり、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放獣の検討を行うこととしています。

錯誤捕獲の何が問題か

- 「わな」によって錯誤捕獲されたクマ類は、暴れて自身の身体を損傷してしまう場合があり、特にレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている個体群の存続への影響が懸念されます。このため、錯誤捕獲された場合は速やかに放獣を検討する必要があります。
- 錯誤捕獲されたクマ類の放獣作業時に、作業者が錯誤捕獲個体に襲われる事故が発生しています。このため、放獣作業時の安全管理は非常に重要です。



イノシシ捕獲用の箱わなにおける錯誤捕獲事例

クマ類とニホンジカまたはイノシシとの分布の重複状況

どの地域でクマ類の錯誤捕獲が起きる可能性が高いかを把握するため、クマ類とニホンジカまたはイノシシが重複して分布する地域を、5km メッシュ単位でまとめました。

地図において深緑色で示したメッシュは、クマ類とニホンジカまたはイノシシが同所的に分布している地域であり、クマ類の錯誤捕獲が起きる可能性が高いと言えます。また、クマ類のみ分布している地域やニホンジカ・イノシシのみ分布している地域でも、クマ類やニホンジカ・イノシシの分布拡大に伴い、クマ類の錯誤捕獲が発生する可能性があるため注意が必要です。

クマ類とニホンジカまたはイノシシの分布が重複するメッシュ数は 5296 メッシュであり、クマ類が分布するメッシュ数の 68%を占めています。また、分布が重複する都道府県は 34 県であり、そのうち重複するメッシュの割合が 50%を越えたのは北海道、群馬県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府でした。分布が重複するメッシュ数が多い都道府県や、重複する割合の高い都道府県は、クマ類の錯誤捕獲に対し特に注意する必要があります。

※各種の分布情報には、以下のデータを用いました。

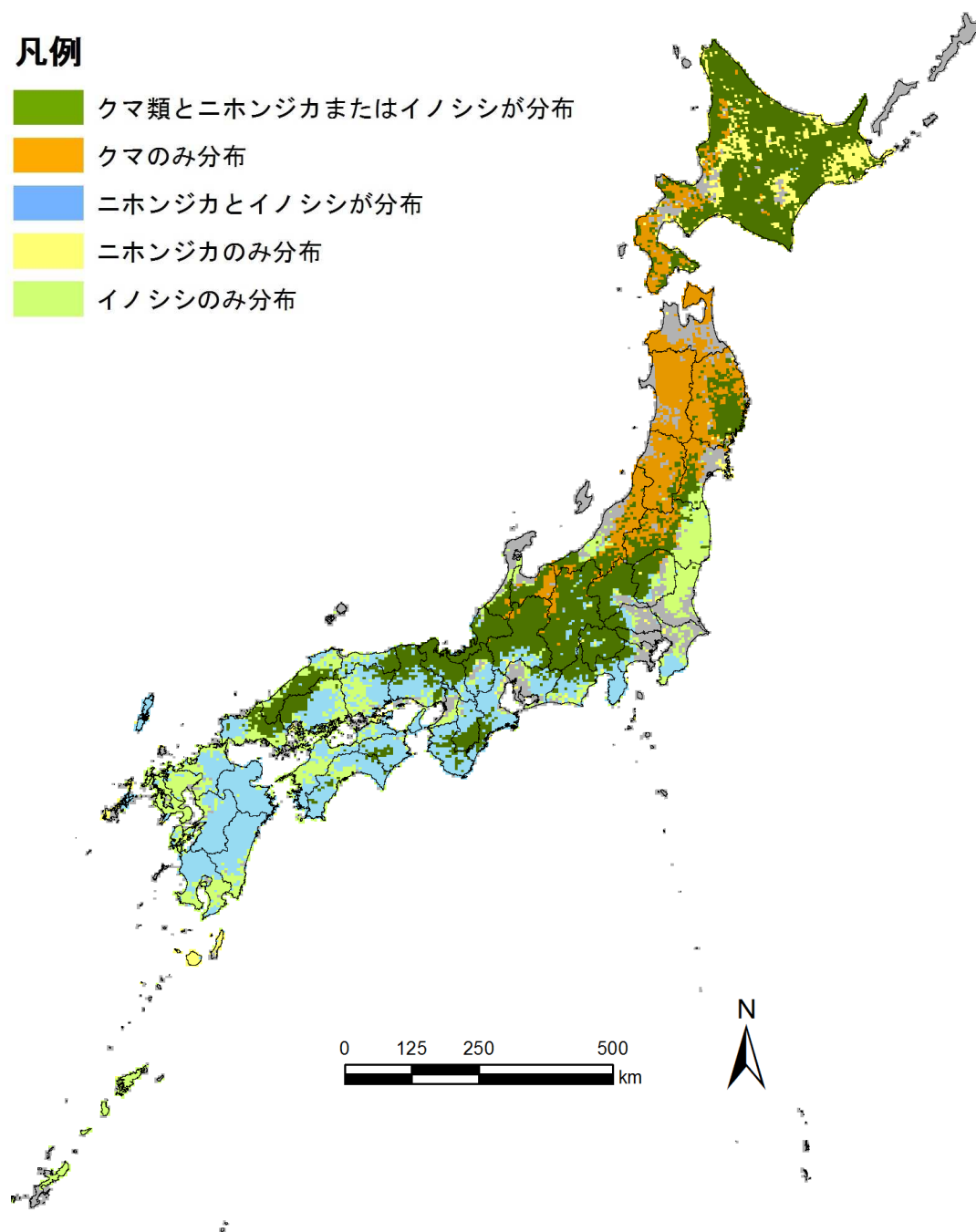
- ・自然環境保全基礎調査 第2回動物分布調査 哺乳類（1978年、環境庁）
- ・自然環境保全基礎調査 第6回哺乳類分布調査（2004年、環境省）
- ・狩猟及び許可捕獲（有害鳥獣捕獲および特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整）による捕獲位置報告

クマ類は 2007（平成 19）年度-2010（平成 22）年度、ニホンジカは 2007（平成 19）年度-2011（平成 23）年度、イノシシは 2007（平成 19）年度-2012（平成 24）年度

近年の分布情報には捕獲位置報告のみを用いているため、各種とも実際にはより広域に分布していると考えられます。

凡例

- クマ類とニホンジカまたはイノシシが分布
- クマのみ分布
- ニホンジカとイノシシが分布
- ニホンジカのみ分布
- イノシシのみ分布



クマ類とニホンジカ・イノシシとの分布の重複図

クマ類とニホンジカ・イノシシとの分布の重複状況

都道府県名	重複の有無	重複メッシュ数	メッシュ数に占める重複メッシュ数の割合（％）
北海道	○	2,314	57.0
青森県		0	0
岩手県	○	240	36.9
宮城県	○	76	23.5
秋田県	○	1	0.2
山形県	○	37	9.6
福島県	○	167	30.1
茨城県	○	1	0.4
栃木県	○	111	44.9
群馬県	○	188	76.7
埼玉県	○	39	26.2
千葉県		0	0
東京都	○	17	10.8
新潟県	○	121	21.7
富山県	○	75	42.9
石川県	○	58	27.5
福井県	○	159	83.7
山梨県	○	159	91.4
長野県	○	453	87.1
岐阜県	○	311	76.8
静岡県	○	104	30.7
愛知県	○	27	11.8
三重県	○	44	17.1
滋賀県	○	57	37.0
京都府	○	141	73.1
大阪府	○	3	3.6
兵庫県	○	134	36.2
奈良県	○	64	47.4
鳥取県	○	50	34.2
島根県	○	144	46.3
岡山県	○	30	10.3
広島県	○	88	23.7
山口県	○	75	22.9
徳島県	○	27	15.1
香川県		0	0
愛媛県	○	1	0.3
高知県	○	24	7.6
福岡県		0	0
佐賀県		0	0
長崎県		0	0
熊本県		0	0
大分県		0	0
宮崎県		0	0
鹿児島県		0	0
沖縄県		0	0

※ 本表では同一メッシュが県境を跨いでいる場合は重複してカウントしているため、表中の重複メッシュ数の合計値と4ページに示した重複メッシュ数とは異なる値となっている。

錯誤捕獲にどう対処すべきか

まずは予防が大事

まずは錯誤捕獲を起こさないよう、発生を予防することが重要です。 錯誤捕獲をゼロにすることは極めて困難ですが、わなを設置する上での基本事項を徹底することにより、錯誤捕獲を減らすことは可能です。錯誤捕獲の発生を予防するための基本事項（措置）について、以下のとおり紹介します。

箱わなについて

箱わなの設置の際にはクマ類が抜け出せるよう脱出口の設置が推奨されており、クマ類の錯誤捕獲の防止に一定の役割を果たしていると考えられます。しかし、ツキノワグマが餌を食べても脱出できることを覚え、繰り返しやってくる場合があること、脱出口にツキノワグマが引っ掛かる場合があり、その状態で人が近づくと危険であることが指摘されているため（兵庫県森林動物研究センター 2011）、これらの点に注意する必要があります。また、箱わなによるニホンジカ、イノシシの捕獲では誘引餌を用いるため、大量出没年に箱わなによる錯誤捕獲が増加する傾向にあると言われています。

以下に、箱わなによる錯誤捕獲を予防するための措置について記します。

- 誘引された動物を確認した上で扉を落とす仕掛け（トリガー）を設置する。
- 箱わなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合や、クマ類による箱わなの利用が確認された場合は、箱わなの扉を閉める、あるいは箱わなを移動する。
- クマが誘引されてしまった場合は、葉菜類などのクマ類を誘引しにくい餌に変える。

くくりわなについて

2007（平成 19）年に鳥獣法の施行規則が改正され、クマ類の錯誤捕獲の防止の観点から、輪の直径が 12cm を超えるくくりわなの使用や、締め付け防止金具がないくくりわなの使用が禁止されました[※]。ただし、特定計画を策定した場合等において 12cm 規制が解除される場合があります。

以下に、くくりわなによる錯誤捕獲を予防するための措置について記します。

- くくりわなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。
- クマ類・ニホンジカ・イノシシの生息状況と各種の生態的特徴を勘案して、12cm 規制の解除を実施する場所・時期を設定する。

（例：クマ類の生息域では、冬眠の時期だけ 12cm 規制を解除する等）

※輪の直径が 12cm 以下の場合でも、くくりわなにかかる場合があります。

見回りについて

「箱わな」「くくりわな」の両方に共通することとして、設置した場合は毎日見回ることが重要です。足跡等の痕跡からわなの周囲にどのような動物が来ているか確認し、クマ類の利用の有無を把握する必要があります。足跡が付きにくい場所では、砂を撒くと効果的です。



わなの周辺で確認されるクマ類の痕跡の例

また、錯誤捕獲の発生防止のためには、捕獲従事者への教育や集落指導の徹底を図ることが効果的です。例えば兵庫県では、狩猟者に対して、狩猟免許の取得・更新時やニホンシカ・イノシシの捕獲技術研修の際に、錯誤捕獲の防止措置等について研修しています。また、関係機関に対しては、ツキノワグマの保護及び管理に関する研修会の中で、錯誤捕獲への対応等について研修しています。このように、関係者に対し定期的に錯誤捕獲の現状や防止措置等について伝えることが重要です。

放獣体制を整備する

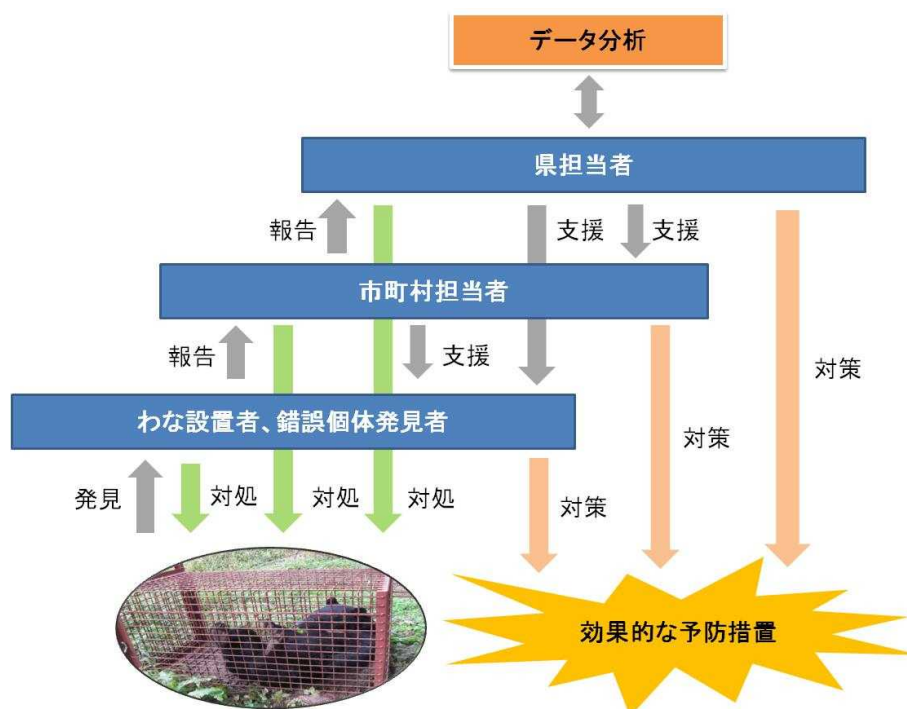
錯誤捕獲の発生予防を十分に行っても、錯誤捕獲を完全になくすことは極めて困難です。錯誤捕獲個体の放獣義務はわなの設置者が行うものとされていますが、安全に放獣するには高い専門性が求められます。そのため、行政が放獣体制を整備し、捕獲従事者が安心して二ホンジカやイノシシの捕獲作業に従事できる環境づくりを進めることが望まれます。また、特にレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に掲載されている地域では、個体群存続への影響の観点から、放獣体制の整備が必要です。

放獣体制の整備には、専門職員を県や市町村が雇用する場合と、外部の専門機関（もしくは個人）に委託する場合の２種類があります。それぞれのメリット・デメリットは、昨年度のレポート（５ページ～）で紹介していますので、併せてご覧ください。

※ また、放獣体制の整備事例を本レポートの11ページ以降で紹介しています。

情報収集体制を構築する

錯誤捕獲の発生時期や捕獲された個体の特徴（性別・年齢等）、発生した環境、用いたわなの種類等の情報を収集し蓄積していくことは、どのような条件で錯誤捕獲が起きやすいかを明らかにしていく上で重要です。収集・蓄積した情報を分析することで、その結果を錯誤捕獲の予防につなげることが期待できます。なお、上記のように放獣体制を整備することで、錯誤捕獲情報の収集が容易になります。



錯誤捕獲の情報収集体制のイメージ図

出沒抑制対策について

農業従事者が自衛のためにわなを農地周辺に設置するケースが増えていますが、クマ類の人里への出沒によって錯誤捕獲が発生する場合があります。このため、錯誤捕獲の問題を考える上では、クマ類の人里への出沒の問題を併せて考える必要があります。農地周辺での錯誤捕獲を減らすためには、これまで紹介した予防措置だけでなく、出沒抑制対策も併せて実施することが効果的です。出沒抑制対策については、昨年度のレポート（3 ページ～）で紹介していますので、併せてご参照ください。

コ ラ ム

錯誤捕獲が起きにくいわなを使用することで、クマ類の錯誤捕獲を予防することができます。右の写真はその一例で、牛の頭部を固定する際に使用する器具をシカ捕獲用に改良したわなです。頭を入れる部分をシカの体サイズに合わせて設計しているため、シカ以外の動物が捕獲されにくい構造になっています。



提供：静岡県 農林技術研究所
森林・林業研究センター

セルフロックスタンションによる捕獲例

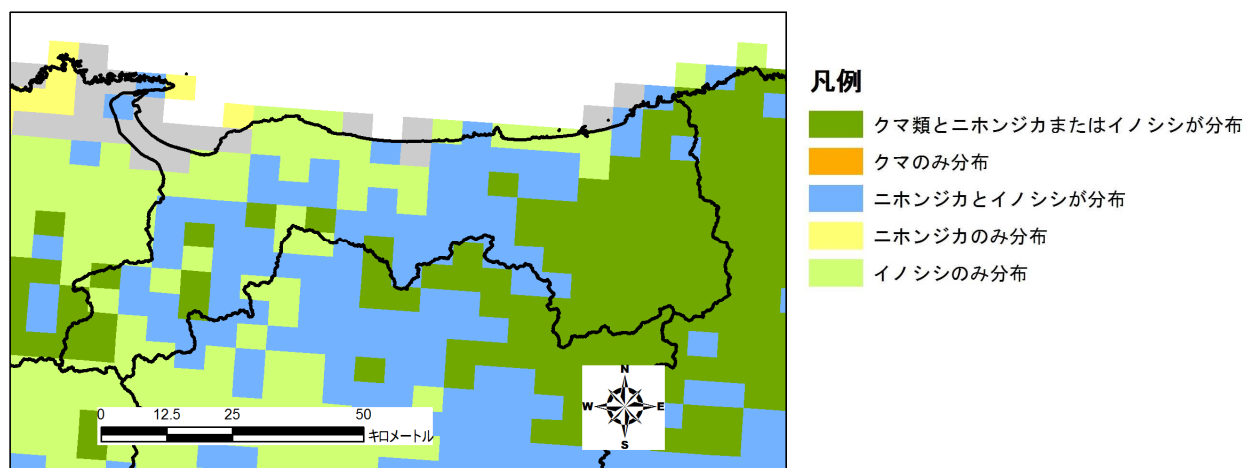
各地の事例紹介

自治体の視点から ―鳥取県の場合―

鳥取県では、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、原則放獣する方針としています。近年ニホンジカやイノシシの捕獲を強化しており、特にイノシシの捕獲のための、わなの設置を促進しています。このため、県が錯誤捕獲の放獣体制を整備することで、ニホンジカやイノシシの円滑な捕獲を支援しています。

（１）鳥取県におけるツキノワグマの生息状況について

鳥取県に生息するツキノワグマは東中国地域個体群と西中国地域個体群に属すると考えられており、両個体群とも分布拡大の傾向にあります。西中国地域個体群については、鳥取県での生息情報は近年になってから得られたため、鳥取県における生息数は定かではありませんが、東中国地域個体群の鳥取県における生息数は増加傾向にあると考えられており、2010（平成 22）年の推定生息数は 250 頭から 400 頭程度と推定されています（鳥取県 2012）。なお、両個体群ともに環境省作成のレッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されています。



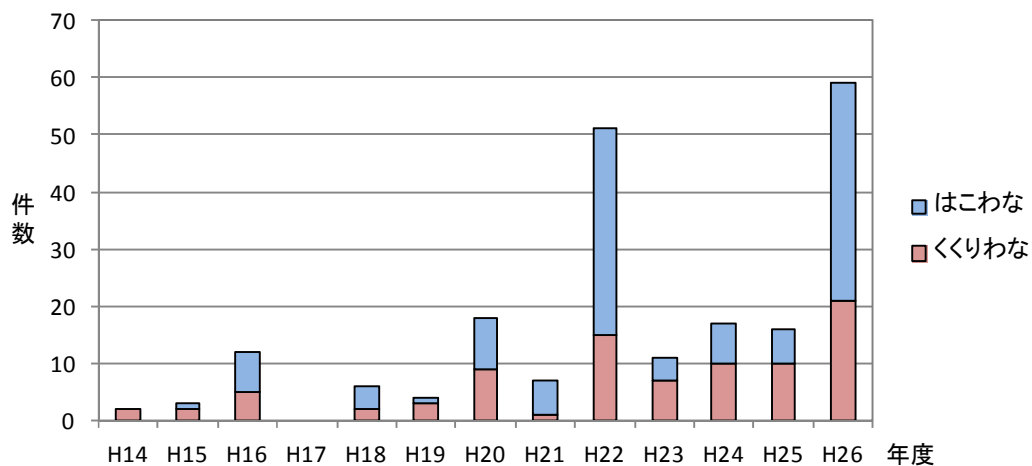
鳥取県におけるツキノワグマとニホンジカ・イノシシとの分布の重複図

※ 使用した分布データは p4 と同じ

（２）錯誤捕獲の発生状況について

➤ 錯誤捕獲の発生件数

年間に 10～20 件ほど錯誤捕獲がありますが、大量出没年である 2010（平成 22）年は 51 件でした。2014（平成 26）年度は 59 件で過去最多でした。



鳥取県におけるツキノワグマの錯誤捕獲の発生件数

➤ 錯誤捕獲の発生場所・わなの種類

ツキノワグマの分布の中心である県東部から中部にかけて錯誤捕獲が発生しています。奥山ではあまりわなをかけないため、里地で錯誤捕獲が発生しています。イノシシ捕獲用の箱わなでの錯誤捕獲が多いですが、最近では二ホンジカの捕獲強化に伴い二ホンジカ捕獲用のくくりわなによって錯誤捕獲が起きるケースが増えています。

(3) 錯誤捕獲への対応について

➤ 対応の体制

錯誤捕獲時の放獣作業を外部業者へ委託しています。専門業者 2 名、市町村担当者 2 名以上、県担当者 1 名が対応に当たることが多く、それに加えわな設置者やわな見回り者が立ち会います。有害鳥獣捕獲については、放獣の現場対応は市町村が担いますが、麻酔に係る経費等の必要経費は県が負担しています。狩猟による錯誤捕獲についても、県だけでなく、発生した市町村担当者も現場に立ち会います。錯誤捕獲時の連絡先は、有害鳥獣捕獲の許可や狩猟登録時にチラシ等で周知しています。

➤ 安全管理の体制

保護管理計画の中で捕獲対応時の安全管理マニュアルを掲載しており (http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/choujyu_taisaku/index.data/KumaPlan.pdf)、このマニュアルに基づき実施しています。**事前に役割分担を明確にしておくことが重要**であり、麻酔は専門業者、安全管理は県や市町村職員が担当します。最も危険な麻酔作業を専門業者に委託することで、より安全に作業を進めることができます。現場で細かいノウハウを蓄積していき、そのノウハウを関係者で共有して実際の対応に活かすことで、安全性を高めるこ

とが期待できます。

錯誤捕獲の発生防止で行っていること

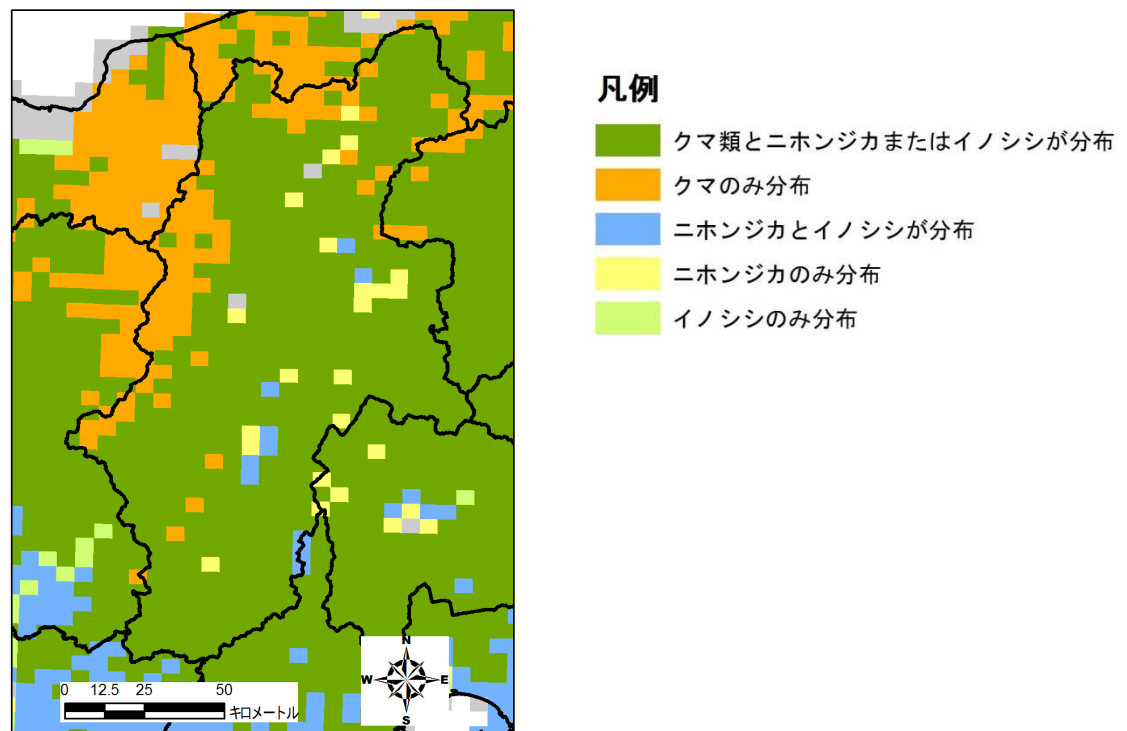
狩猟免許更新講習や狩猟登録等の機会に、ツキノワグマの痕跡が多い場所でのわな設置自粛の周知等を実施しています。また、市町村による注意喚起（目撃の多い地域や餌に果物を使わないことの周知等）を行っています。

専門業者の視点から ―NPO 法人ピッキオの場合―

長野県では、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、原則放獣する方針としています。県内を5地区に分け、地区ごとにクマ対策員を外部委託により1人ずつ配置し、放獣体制を整備しています。そのうちの1人が所属するNPO 法人ピッキオでは、どのように錯誤捕獲の対応に当たっているかをご紹介します。

（1）長野県におけるツキノワグマの生息状況について

県内全域に広く分布しており、2011（平成23）年の生息数は中央値で3,624頭（1,919～7,348頭）と推定されています（長野県2012）。



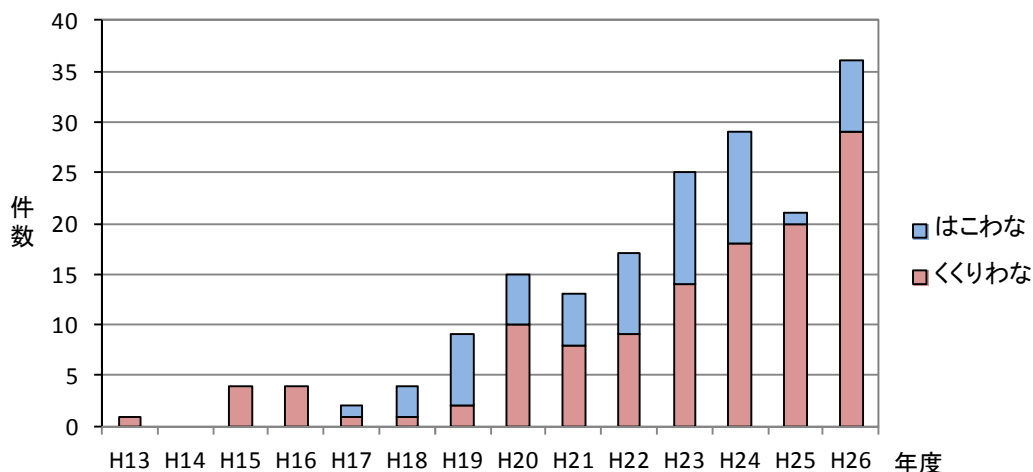
長野県におけるツキノワグマとニホンジカ・イノシシとの分布の重複図

※ 使用した分布データは p4 と同じ

（２）錯誤捕獲の発生状況について

➤ 錯誤捕獲の発生件数

ピッキオは軽井沢町及び近隣市町村における、錯誤捕獲の対応を担当しています。ピッキオが対応した錯誤捕獲件数は下のグラフの通りです。近年は年間で 20 件以上の錯誤捕獲に対応しています。



ピッキオが対応したツキノワグマの錯誤捕獲の件数

➤ 錯誤捕獲が発生したわなの種類・捕獲個体の特徴

近年は箱わなよりも、くくりわなによる錯誤捕獲の件数が多い状況です。近年のニホンジカの分布拡大に伴い、くくりわなが増加していることが原因であると考えられます。

捕獲個体については、全体的には性別の傾向はあまりないようですが、初夏は若いオスが多い傾向にあり、ツキノワグマの行動特性が関係している可能性があります。

（３）錯誤捕獲への対応について

➤ 対応の体制

錯誤捕獲が発生した場合の連絡は、発見者（設置者）→市町村→（県）→ピッキオの順で回り、連絡を受けてから出来る限り早く出動します。現場では基本的にピッキオの職員 2 名（麻醉銃所持者 1 名、作業補助者 1 名）、市町村職員、県職員、わな設置者が対応にあたりますが、鳥獣保護員等が立ち会うこともあります。現場の責任者は県職員が、麻醉はピッキオが担当するといった役割分担をしています。万が一の場合に備えて、猟友会員には猟銃で護衛についてもらうことが多いです。

➤ 連絡を受けてから完了報告までの手順

① 連絡を受ける

発生場所、わなの種類、錯誤捕獲個体の状態等を確認する

② 放獣道具を準備して現場へ移動

③ 聞き取りや双眼鏡での観察等により、ワイヤーのかかり具合等を確認

④ 麻酔投与し十分に効いたことを確認

⑤ 各部の計測、体毛、歯、糞、血液等の採取、耳タグ等の装着、写真撮影

⑥ 放獣

移動の必要がある場合は放獣用おりに入れる

⑦ 完了報告

➤ 安全管理の体制、注意点

① 捕獲状況の把握

- ✓ ワイヤーの太さは十分か、よれはできていないか、捕獲されてから長時間経過していないか。
- ✓ ワイヤーが立木に確実に固定されているか、立木の強度は十分か。
- ✓ ワイヤーが錯誤個体の手・足首に確実にかかっているか。
- ✓ 箱わなの場合、鉄格子や扉の強度は十分か。
- ✓ 近くに他のツキノワグマがいないか（特に子グマが捕獲されている場合）。

② 作業者の装備

- ✓ 麻酔銃使用者はヘルメットをかぶり、長袖のシャツを着る。護身用の盾をもち、クマスプレーはいつでも噴射できるように安全装置を外しておく。

③ 作業員の配置

- ✓ 錯誤個体への接近は最少人数で行う。可能であれば麻酔銃使用者の真後ろから猟銃を持った者についてきてもらう（横からだといざという時に発砲が難しい）。
- ✓ 猟銃の使用が難しい場合は、信頼の置ける者に盾とクマスプレーを持って護衛してもらう。



作業者が猟友会員と錯誤捕獲地点に向かっている様子

提供：NPO 法人ピッキオ

④ 麻酔投与時の接近方法

- ✓ 斜面の山側もしくは横から接近する。錯誤個体を興奮させないようにゆっくりと動き、できれば風向きも考慮して接近する。

⑤ 関係者の待機場所

- ✓ 麻酔が十分に効くまで、錯誤個体から十分に離れた場所で待機する。その場所は実弾を発砲した場合、流れ弾に当たらない場所であることが前提となる。
- ✓ 車内で待機できない場合は、出来るだけ高い場所で 1 カ所に集まり、万が一放獣された個体が向かってきた場合に備えて、クマスプレーも使えるようにする。

※発生から放獣まで時間がかかると錯誤個体への負担も増加し、ワイヤーが切れやすくなるなどの危険性も増すため、連絡を受けた後 1 時間以内に出動するようにしている。

2 つの事例のまとめ

- 錯誤捕獲の対応には危険が伴うため、事前に役割分担を明確にして、現場での動きやルールをしっかりと決めておくことが重要です。
- 特に麻酔作業については危険性が高いため、豊富な経験と高い専門性が要求されます。専門業者や専門家に委託するか、専門職員を行政が雇用し配置する必要があります。
- クマ類が生息する地域において、今後ニホンジカやイノシシが分布拡大するおそれがある場合は、錯誤捕獲の発生に備えておく必要があります。
- 既にクマ類の錯誤捕獲が発生している地域でも、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化に伴い、錯誤捕獲がより増加する可能性があるため、それに対応できる体制整備を進める必要があります。

引用、参考文献

兵庫県森林動物研究センター（2011）箱わなによるクマの誤捕獲防止

URL： <http://www.wmi-hyogo.jp/measures/pdf/capture03.pdf>

（2015（平成 27）年 1 月 13 日現在）

長野県（2012）第 3 期特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）

鳥取県（2012）鳥取県ツキノワグマ保護管理計画

平成 26 年度
クマ類の保護及び管理に関するレポート

2015 年 3 月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3 丁目 3 番 7 号
電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」
に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した
材料「A ランク」のみを用いて作製しています。